

国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）について

1 目的

生産緑地法の改正等を受け、現行制度では生産緑地地区とすることができない小規模な農地を生産緑地地区として保全することにより、宅地化の進行等による農地の減少の抑制につなげるため、国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定する。

2 法改正について

国は、都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月）のなかで、都市農地をこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけ、必要な施策の方向性を示している。これを受け、生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」を、平成 29 年 5 月に公布した（施行は平成 29 年 6 月。一部平成 30 年 4 月。）

【生産緑地法の改正概要】

一律 500 m²の面積要件を市町村が条例で引下げ可能に
(300 m²を下限)〔(税) 現行の税制特例を適用〕

生産緑地法（抜粋）

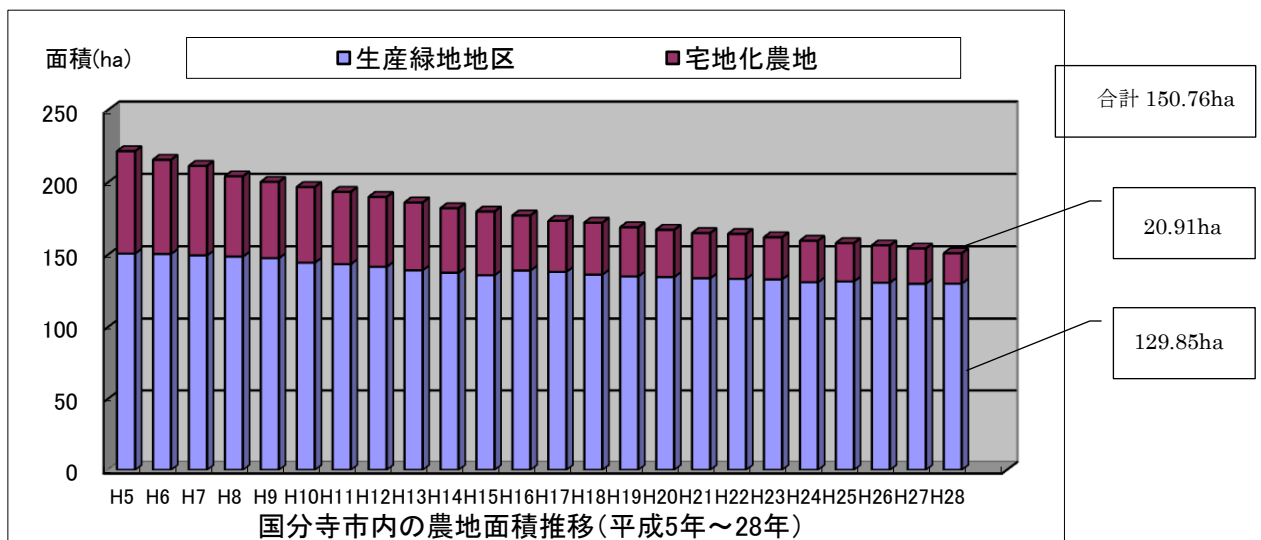
第 3 条

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

3 市を取り巻く状況

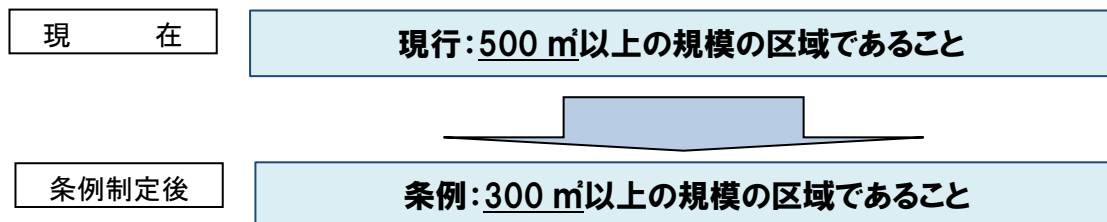
現行制度では、市街地において高い緑地機能を発揮している農地であっても、現行の面積要件（一律 500 m²）に満たない小規模な農地は生産緑地地区に指定することができない。このため、農業委員会より平成 22 年 3 月 31 日に国分寺市農業・農地に関する建議があり、一団となる農地等の規模を 300 m²まで緩和する要望が提出されている。一方、市でも市長会を通じて、面積要件の緩和を要望してきた経緯がある。

また、「国分寺市緑の基本計画 2011（平成 23 年 3 月改定）」において、緑被率 26%以上を確保する目標を位置づけている。しかし、宅地化の進行等により下図のとおり農地が減少傾向にあり、目標値の達成に向け、都市農地の計画的な保全を図っていく必要がある。 「第三次国分寺市農業振興計画」（平成 28 年 3 月策定）においても、農業振興の基本計画の重点施策に生産緑地の追加指定の推進を掲げている。



4 条例案について

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い、条例で、300㎡以上と定める。



<パブリック・コメント（案）の作成にあたり意見交換によりいただいた主なご意見>

- (1) 300㎡への引下げを要望していたので特段意見はない。
- (2) 道連れ解除への対応としてはいいのではないか。
- (3) 生産緑地の指定を受けるとどのようなメリットがあるか。
- (4) 条例化は緑被率の確保のために行うか。
- (5) 面積要件の引下げはどの位農地減少に効果があると考えるか。
- (6) 面積要件の引下げの条例化を早くして欲しい。
- (7) 面積要件の引下げの要望は国分寺市農業委員会が最初と記憶している。
- (8) 指定要件が300㎡になった場合、存続するための要件になるか。
- (9) 農業従事者、土地の地権者にとってプラスの方向に働くか。
- (10) ぜひ、早急に進めていただきたい。現在の面積が500㎡未満のため指定出来ない方もいると思う。

5 条例制定に向けた今年度のスケジュール（予定）

市民生活に影響を及ぼす重要な制度であるため、パブリック・コメントを行う前に意見交換を行い、市民意向を把握した上（下記破線部）で、条例制定に向けた手続きを行う。

- | | | |
|-----|------|---|
| 6月 | 6/6 | 生産緑地法の改正に係るJAとのヒアリング（3名） |
| | 6/18 | 国分寺市環境ひろばの参加者との意見交換（13名） |
| | 6/20 | 国分寺市農業委員会の委員との意見交換（14名） |
| | 6/27 | 市民へ生産緑地法の改正内容の説明会と意見交換（4名） |
| | 6/28 | JA東京むさし国分寺地区の組合員及びJA職員へ生産緑地法の改正の意見交換会（計31名） |
| 7月 | 7/20 | 国分寺市農業委員会の委員との意見交換（15名） |
| 8月 | 8/4 | 国分寺市都市農政推進協議会へ生産緑地法の改正の意見交換会（31名） |
| | 8/15 | 条例（案）に係るパブリック・コメントの実施（9/15まで） |
| | 8/22 | 条例（案）に係る説明会 |
| 12月 | | 第四回定例会へ議案提出 |
| 2月 | | 生産緑地地区の追加指定募集 |